

令和6年度

事業概要

水道局

目 次

I	水道局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和6年度 主要事業	4

I 水道局の概要

1. 局長 藤原 政幸
2. 局の職員数 550 人（令和 6 年 4 月 19 日現在）

3. 令和 6 年度予算の概要

（1）水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 水道事業収益	39,073,348	1 水道事業費	35,655,016
収入合計	39,073,348	支出合計	35,655,016

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	11,490,647	1 資本的支出	23,394,513
収入合計	11,490,647	支出合計	23,394,513

（2）工業用水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 工業用水道事業収益	1,772,296	1 工業用水道事業費	1,777,934
収入合計	1,772,296	支出合計	1,777,934

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	687,440	1 資本的支出	989,977
収入合計	687,440	支出合計	989,977

II 組織と事務分掌

経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2)局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関する事。
- (3)財政計画及び資金計画に関する事。
- (4)料金制度の調査及び研究に関する事。
- (5)各種統計の調査及び改善に関する事。
- (6)水資源施策及び水利権の基本に関する事。
- (7)広報及び広聴に関する事。
- (8)公有財産管理事務の調整に関する事。
- (9)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関する事。
- (10)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関する事。
- (11)争訟の統轄に関する事。
- (12)会計事務の総括に関する事。
- (13)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関する事。
- (14)局内監査に関する事。
- (15)局の契約事務に関する事。
- (16)職員の人事に関する事。
- (17)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関する事。
- (18)人材育成及び研修体制に関する事。(技術企画課の所管に属するものを除く。)
- (19)給与、勤務時間その他労働条件に関する事。
- (20)職員の労働組合に関する事。
- (21)職員の福利厚生に関する事。
- (22)DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改革に関する事。
- (23)情報システムに関する事。
- (24)車両の保険及び整備の指導に関する事。

営業課

- (1)お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関する事。
- (2)営業に関する調査・指導及び業務改善に関する事。
- (3)営業に関するシステムに関する事。
- (4)水道料金その他収入金の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (5)使用水量の査定及び調査に関する事。

技術企画課

- (1)局の基幹的施策の立案及び調整に関する事。
- (2)基幹施設整備工事の計画及び調整に関する事。
- (3)水道の技術的調査研究に関する事。
- (4)人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関する事。(経営企画課の所管に属するものを除く。)
- (5)水・インフラ整備に関する国際貢献に関する事。
- (6)水道事業の広域連携に関する事。
- (7)危機管理体制(事業継続計画、訓練、災害時協定を含む)に係る企画及び調整に関する事。
- (8)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関する事。
- (9)土木積算に関する連絡及び調整に関する事。(他の所管に属するものを除く。)
- (10)水量統計に関する事。(他の所管に属するものを除く。)

配水課

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工業用水道の配水管を含む。)の維持、改良工事に関する事。
- (2)管路情報管理システムの計画及び調整に関する事。

- (3)漏水防止工事の企画及び調査に関する事。
- (4)水圧の調査及び統計に関する事。
- (5)漏水修繕の調査及び統計に関する事。
- (6)土木積算に関する調査、連絡、調整に関する事。(他の所管に属するものを除く。)
- (7)指定給水装置工事事業者に関する事。
- (8)給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関する事。
- (9)開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関する事。
- (10)工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関する事。
- (11)工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関する事。
- (12)工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関する事。
- (13)水道のメーター(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (14)貯蔵品の管理に関する事。
- (15)危機管理対応の調整に関する事。

浄水統括事務所(1)

- (1)貯水、浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (3)上水道水源のかん養に関する事。
- (4)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (5)テレメータ子局更新の施工管理に関する事。
- (6)国際インフラ協力事業に関する事。
- (7)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関する事。
- (8)機械設備(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (9)電気設備(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (10)設備の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (11)営繕に関する事。

上ヶ原浄水事務所(2)

- (1)浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理に関する事。
- (3)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (4)工業用水道の取水、浄水に関する事。
- (5)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関する事。

千苺浄水事務所(2)

- (1)貯水、浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理に関する事。
- (3)上水道水源のかん養に関する事。
- (4)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関する事。

水質試験所(2)

- (1)水道の浄化過程の調査、研究に関する事。
- (2)水質試験に関する事。

水道管理事務所（１）【東部・西部】

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関する事。
- (2)配水操作に関する事。
- (3)漏水防止工事の施行に関する事。
- (4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関する事。
- (5)貯蔵品の受払及び管理に関する事。
- (6)水道管理事務所における広報及び相談に関する事。
- (7)管路情報管理システムの管理及び運用に関する事。

水道管理事務所（２）【北部】

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関する事。
- (2)配水操作に関する事。
- (3)漏水防止工事の施行に関する事。
- (4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関する事。
- (5)貯蔵品の受払及び管理に関する事。
- (6)水道管理事務所における広報及び相談に関する事。
- (7)管路情報管理システムの管理及び運用に関する事。

Ⅲ 令和6年度 主要事業

○水道事業の概要

水道事業は、明治33年の給水開始以来、都市の成長とともに事業を拡大してきました。

しかし、近年は節水型社会の進展や人口減少等の影響により、給水収益は減少の一途を辿っている状況です。一方で、老朽化した施設が大量に更新時期を迎えており、投資財源の確保が大きな課題となっています。加えて、世界的な物価高騰・燃料価格高騰などの影響もあり、経営環境は極めて厳しくなっています。

そのような厳しい経営状況に対応し、安全で良質な水を将来に渡って安定的に供給し続けるため、令和6年度は、平成9年度以来27年ぶりの料金改定と、平成24年度以来12年ぶりの企業債発行を行い、増大する更新需要に対応可能な財源を確保します。

今後は、安定給水に必要な水道施設について更新・耐震化のペースアップを図るとともに、効率的な更新投資となるよう、施設や設備の適切なメンテナンスによる長寿命化、水需要の減少を踏まえた施設のダウンサイジングに取り組みます。また、DXの推進等によるさらなるお客様サービスの向上と経営の効率化を進めます。

これらの取り組みにより、健全かつ安定した水道事業経営を確立し、市民の大切な財産である水道施設を次の世代へ継承していくよう努めます。

○工業用水道事業の概要

主に市臨海部に立地する企業の水需要に対応するため、昭和39年度から工業用水道事業を開始し、令和5年度末現在で59社73工場に供給しています。

老朽化した施設の計画的な更新により、強靱化を進めるとともに、DXを活用した業務の効率化と使用水量の見える化等により利用者へのサービス向上を図ります。

○主要事業

1. 健全かつ安定した水道事業経営の確立

(1) 水道料金の改定（経営企画課）

水道事業を健全かつ安定的に経営していくため、令和6年12月検針分より水道料金を平均で約14%改定します。料金改定により更新財源を確保し、計画的に施設を更新することで、引き続き、安全・安心な水を安定的に供給できるよう取り組みます。また、利用者にご理解いただけるよう、ホームページやSNS、検針票裏面、広報紙KOBEなど様々な媒体を活用し、幅広い世代に向けて分かりやすい情報発信を行います。

(2) お客さまサービスの向上と DX の推進

①給水装置工事審査への AI 導入 (配水課)

AI を活用した簡易な工事の図面審査アプリケーションの活用により、給水装置工事審査業務の効率化を進め、審査時間の短縮を図ります。

令和 6 年度は、書類不備による再申請を防止するため、事業者が申請前にセルフチェックできるよう、アプリケーションの Web 公開に向けて取り組みます。さらに、申請者の図面作成段階での利便性向上のため、神戸市の審査基準に沿った給水工事図面の作図を支援するアプリケーションを構築します。

②AI 自動音声応答システムを活用した給水相談電話対応業務 (配水課)

事業者等からの典型的な問い合わせ電話に対しては AI が自動応答するシステム (ボイスボット) を導入することで、回答の統一化、対応時間の短縮を図ります。

③水道料金における Web 決済の導入 (営業課)

納付書の送付に代えて、「お客様サポート」(水道料金や各種手続きに関するポータルサイト) 上で、水道料金の通知と決済ができる機能を導入することで、支払いの利便性向上とともに、ペーパーレスを推進します。

(3) 人材の確保・育成 (経営企画課・技術企画課)

水道システムの維持に必要な技術を継承し、将来にわたって安全・安心な水道水を供給していくため、人材確保・育成に取り組みます。

「水道技術職」の仕事の意義や魅力を発信しながら、幅広い採用活動を行うことで人材の確保につなげます。

また、神戸水道の特色を踏まえながら水道事業に特有の専門性を向上させるための独自研修等を重点的に実施することで、災害や事故にも迅速に対応できる少数精鋭の組織を構築します。

2. 水道施設の維持・災害への備え

(1) 配水管の更新・耐震化 (配水課)

老朽化した配水管の更新・耐震化を引き続き進め、現在年間約 40km の更新延長を令和 9 年度には年間 50km 相当^{*}になるよう、段階的にペースアップします。更新にあたっては、災害や事故時の影響が大きく重要度の高い配水池の根本にある管路や大口径管路、基幹病院や避難所となる学校等に続くルート上の管路の更新を優先的に進めます。

^{*}事業費を配水管工事の平均口径 (150~200mm) に換算した延長

(2) 基幹施設の強靱化（技術企画課）

災害・事故時においても水道水を安定的に供給するため、主要な送水幹線である4拡送水トンネルや自己水源を有効活用できる上ヶ原浄水場を耐震性の高い施設として更新します。さらに、市街地西部の送水幹線（3拡・5拡送水トンネル）間のバックアップを可能とする奥畑妙法寺連絡管の整備を進めます。

(3) 施設の予防保全による長寿命化（技術企画課・配水課）

浄水場や配水池などの施設の長寿命化を図り、更新費用を抑制するため、損傷・劣化が進行する前に適切な補修や防水塗装の更新等を行う「予防保全型」の維持管理を推進します。

直接点検できない埋設管路については、健全な状態を維持するため、重要度や経過年数に応じた頻度で漏水調査を行います。また、水管橋についても、国の新たな点検基準に基づき点検を行い、適切な補修や塗替え工事等によって長寿命化を図ります。

3. 広報の充実

(1) 悪質事業者対策の強化（配水課）

悪質事業者からの被害の防止を図るため、水道修繕受付センターの広報を強化します。

検針票裏面や広報紙 KOBE などを活用した広報や、水道修繕受付センターへ誘導する Web 広告（検索連動型広告）を引き続き行うほか、悪質事業者による被害が多いとされている若者や高齢者向けに、SNS や区役所のデジタルサイネージなど幅広い媒体を使った広報にも取り組みます。

(2) 幅広い世代に伝わる広報活動（経営企画課）

神戸市の水道事業の特性や経営状況、料金改定の内容についての広報に取り組むとともに、将来世代に水道への関心を持ってもらうため、ホームページのキッズ向けページと体験イベントの充実に取り組みます。